

# 役 務 仕 様 書

- 1 役務件名 吸収冷凍機等保守点検（1）役務
- 2 整理番号 施4
- 3 作成年月日 令和6年4月8日
- 4 作成部隊名 第2補給処業務部施設課
- 5 履行場所 航空自衛隊 岐阜基地（別図参照）
- 6 役務概要

(1) 吸収冷凍機（三洋電機株式会社製）保守点検

機 器 名	冷凍能力	型 式
吸収冷凍機	337.9kW	AW-150CS

(2) 冷却塔（開放形）保守点検 冷却能力 618kW

7 一般事項

- (1) 本役務は、本仕様書によるほか、建築保全業務共通仕様書（令和5年版 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）に準拠して実施するものとする。
- (2) 本役務の統制事項及び書類手続きは、監督官の指示によるものとする。
- (3) 履行に際し、作業全般に関する監督官との打ち合わせ及び監督官立会による現場確認を作業実施日より前に実施するものとする。
- (4) 請負業者は現場代理人を設定し、作業日は現場立ち合いをさせるものとする。
- (5) 役務写真
  - ア 役務写真は、役務写真帳に整理のうえ、提出するものとする。
  - イ 作業等の写真は、監督官の指示により黒板等に作業内容等を記載し、撮影するものとする。
  - ウ 撮影した写真及びデータは、役務完了後すべて破棄し、流出防止に努めるものとする。
- (6) 履行にあたり、建物、工作物及びその他に損害を与えないように必要な措置をとるとともに、万一、損害を与えた場合は、請負業者の負担にて原状に復するものとする。
- (7) その他不明な点は、監督官と協議するものとする。

(8) 設計図書等の管理

- ア 請負業者は、設計図書等を当該役務関係者以外に貸出し、複写、閲覧させてはならない。
- イ 請負業者は、設計図書等を役務完了後、すべて監督官に返納するものとする。

8 特記事項

- (1) 履行に際し、日々、作業計画（任意様式）を作成し、全作業員に周知させたのち監督官へ提出し、確認を受けるものとする。また、作業計画書に記載なき作業等が発生した場合は、監督官と打ち合わせのうえ実施するものとする。

(2) 保守点検（各シーズン1回）及び実施時期（基準）は次のとおりとする。

機器名	点検及び時期		
吸収冷凍機	冷房シーズンイン 5/20～6/21	冷房シーズンオン 6/24～9/30	冷房シーズンオフ 10/1～11/15
冷却塔	冷房シーズンイン 5/20～6/21		冷房シーズンオフ 10/1～11/15

(3) 点検項目は別紙を基準とする。

(4) 点検結果報告書（任意様式）は当該機器の仕様に応じたものとし、事前に監督官の確認を受けるものとする。

(5) 作業完了後、速やかに点検結果報告書及び役務写真を監督官へ提出し、確認を受けるものとする。

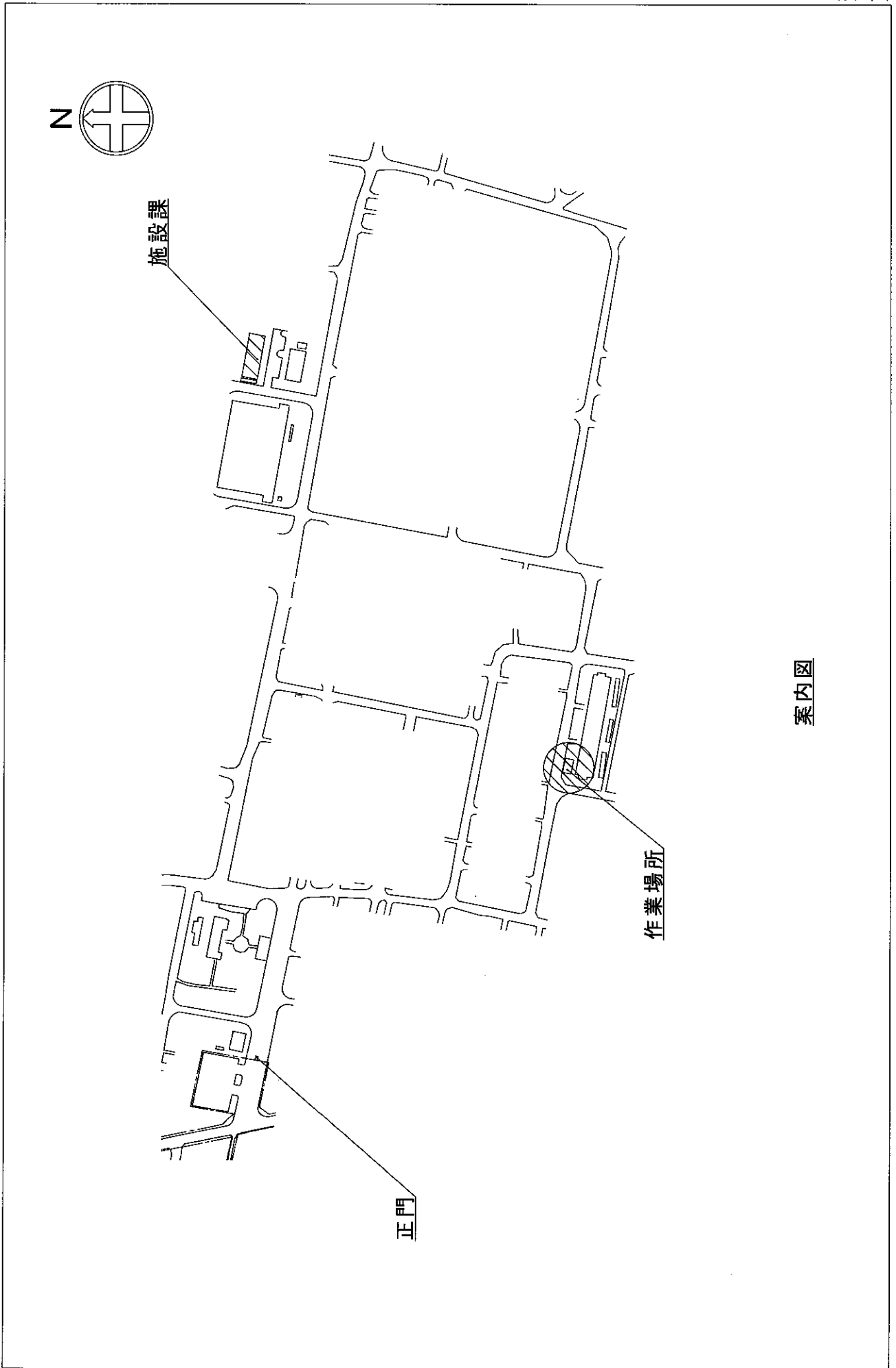
(6) その他

ア 点検を実施する者は、当該機器製造会社の実施する社内研修等の専門教育等を受け、専門知識及び技能を習得した者とする。

イ 契約期間内において、異常または故障が発生した場合は、速やかに故障探求を実施し、故障探求結果、補修方法及び必要な部品等、その明細を書面（任意様式）にて監督官に提出するものとする。また、故障探求の過程において、部品の取替を伴わない軽微な作業にて故障が解消される場合は、本役務中に補修作業を実施するものとする。

## 吸収冷凍機点検項目（冷房シーズンイン・オン・オフ）

作業項目	作業内容	点検時期		
		イン	オン	オフ
1. 外観等	外観および内部の腐食・損傷等の確認	○		○
2. 電気系統	モーター・制御盤・ポンプ等の絶縁抵抗測定、 運転電流・電圧等の測定	○		○
3. 真空気密	気密状態の確認	○	○	○
4. 付属品	温度計・圧力計の点検	○		○
5. 保安装置	外観及び損傷等の確認	○		
6. 熱交換器	内部状況等の確認			○
7. 自動抽気装置	作動確認及び抽気	○	○	○
8. 運転調整	冷水温度・冷却水温度等の総合的な運転状況の確認	○	○	
9. 冷媒及び吸収剤	サンプリングにより判定		○	
10. 冷却塔	内部、外部の状況・送風機の点検及び清掃	○		○



案内図